砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業実施要領の運用について

1 組織について

第2条に規定する地域住民団体とは、商工会、老人クラブ、育成会等の団体のほか、本事業の ために組織された任意の団体を含むものとする。

2 市町村の協力について

第9条に規定する事務所長が市町村に対し協力を要請する主な事項は、以下のとおりとする。

- (1)活動を希望する者(以下「希望者」という。)と事務所長との連絡調整
- (2) 希望者の活動により発生した伐木等のゴミ処理
- (3) その他本事業の推進に必要な支援

3 活動計画等について

- (1) 希望者は、活動を行うにあたって必ず傷害保険に加入するものとし、必要事項を砂防当施設維持管理ボランティア支援事業活動計画書に記載するものとする。
- (2) 事務所長は、希望者と確認書を締結した時及び希望者から砂防当施設維持管理ボランティア支援事業活動計画書又は砂防当施設維持管理ボランティア支援事業活動報告書の提出があった時は、速やかに写しを砂防課長に提出する。

4 活動に対する支援について

- (1) 第4条に規定する支援対象経費は以下のとおりとし、上限は1計画あたり2万円とする。
 - ①草刈り機、チェーンソー等草刈り及び倒木処理に必要な機器の燃料費
 - ②鎌、草刈り機、ほうき等の清掃用具、お茶等の作業時における水分補給用飲料水などの材料費
 - ③希望者の活動により発生した伐木等のゴミ運搬費及び処分費
 - ④事務所長を保険契約者、希望者を被保険者とする傷害保険料及び損害保険料
 - ⑤その他希望者の活動に必要な経費

- (2) 事務所から希望者に対し貸与する資材は、草刈り機他作業に必要な資材で、事務所で貸与できるものとする。
- (3) 希望者が砂防指定地の長野県が管理する範囲に植栽等を行う場合は、事務所長と協議するものとする。

なお、希望者は、自らが行った植栽等について、管理上その他やむを得ない事情により撤去 する必要が生じたときは、事務所長の指示に従うものとする。

5 緊急時の連絡先

事務所長は、希望者の活動中の事故に備え、緊急連絡系統図を作成し、希望者及び市町村に周知する。